

地方警務官の勤務時間、休暇等に関する規程

平成21年3月27日

本部訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年警察庁訓令第14号）に基づき、大阪府警察に勤務する地方警務官の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

2 地方警務官の勤務時間等は、次の表のとおりとする。

勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
午前9時	午後5時45分	7時間45分	午後零時から午後1時まで

3 大阪府警察本部長は、必要があるときは、前項に規定する勤務開始時刻、勤務終了時刻及び休憩時間を変更することができる。

(勤務時間、休暇等の手続等)

第3条 地方警務官の勤務時間、休暇等の手続等については、警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）の規定の例による。

(様式の種別)

第4条 地方警務官の勤務時間、休暇等について使用する様式は、次のとおりとする。

- (1) 出勤簿（別記様式第1号）
- (2) 休暇簿（年次休暇用）（別記様式第2号）
- (3) 休暇簿（病気休暇用）（別記様式第3号）
- (4) 休暇簿（特別休暇用）（別記様式第4号）
- (5) 休暇簿（介護休暇用）（別記様式第5号）
- (6) 週休の振替え・4時間の勤務時間の割振り変更簿（別記様式第6号）
- (7) 代休日指定簿（別記様式第7号）

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日本部訓令第37号）

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日本部訓令第44号）

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

別記様式第1号

(第4条関係)

別記様式第2号

(第4条関係)

別記様式第3号

(第4条関係)

別記様式第4号

(第4条関係)

別記様式第5号

(第4条関係)

(その1)

(その2)

別記様式第6号

(第4条関係)

(その1)

(その2)

別記様式第7号

(第4条関係)